

令和 4 年度
税制及び執行に関する要望書
(間 接 税 関 係)

令和 3 年 7 月

全 国 間 税 会 総 連 合 会

令和 4 年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）

1－1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

(理 由)

国の令和 3 年度一般会計当初予算は、令和 2 年度第 3 次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るために、感染拡大防止に万全を期するとともに、将来を切り拓くため、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく予算として、前年度当初(約 102.7 兆円)に比べ 3.8% 増の約 106.6 兆円となっており、9 年連続で過去最大を更新する規模になった。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気低迷により前年度当初(約 63.5 兆円)に比べ約 6.1 兆円少ない約 57.4 兆円と見込まれており、当初予算としては 11 年振りに減額見積もりとなった。

その内訳は、所得税収が約 18.7 兆円、法人税収が約 9.0 兆円、消費税収が約 20.3 兆円とされており、国税収入に占める消費税収のウェイトが 35.4% (前年度当初 34.2%) と高まるとともに、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初(約 32.6 兆円)に比べ約 11.0 兆円多い約 43.6 兆円と見込まれ、その国債依存度も前年度当初の 31.7% から 40.9% に拡大すると見込まれている。また、新型コロナウイルス感染症に対処するため莫大な財政出動により令和 2 年度における新規公債発行額が約 112.6 兆円(特例公債発行額が約 90.0 兆円、建設公債発行額が約 22.6 兆円)と膨張した結果、令和 3 年度末の公債残高見込額は約 990 兆円に拡大し、国民一人当たり約 790 万円(試算額)にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、歳出の 3 割超を占める社会保障関係費は連年増加しており、令和 3 年度においては、高齢化に伴う医療・年金などの自然増のほか、介護報酬や医薬品の公定価格(薬価)の改定を反映するものとして、前年度当初(約 35.7 兆円)に比べ 0.3% 増の約 35.8 兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれている。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス、すなわち政策的経費(歳出総額から国債費を除いた額)を税収等(歳入総額から公債金を除いた額)で賄えているかどうかを示す指標)」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

その赤字額は、新型コロナウイルス感染症による莫大な財政出動により前年度当初(約 9.6 兆円)に比べ約 10.7 兆円も多い約 20.4 兆円にも膨張しており、2025 年度の黒字化目標を実現することは極めて困難な状況になったと考えられる。

したがって、新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえながら、財政を健全化させるための中長期的な道筋を探っていくことが必要であると考えられる。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成 26 年 4 月から税率が地方消費税を含めて 5% から 8% に引き上げられ、令和元年 10 月からは消費税率の 10% への再引上げと併せて軽減税率制度が実施された。

そして、国の消費税収は増収分を含めて社会保障 4 経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても 1% 分を除き社会保障財源化されている。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、今次の消費税率の引上げはやむを得ない措置であると受け止めているが、一連の消費税の増税により国民に多大な負担増をお願いしていることや、新型コロナウイルス感染症に対処するため公債発行による莫大な財政出動が行われていることに鑑み、次に掲げる行財政改革や消費税の転嫁対策などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直しや、社会保障関係費、公務員の人事費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 今次の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されているものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和 3 年度末で約 990 兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者に多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すること。
- (5) 消費税率の引上げに伴う逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）については、軽減税率に代えて真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」などで対処すること。
- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として創設された「消費税転嫁対策特別措置法」は令和 3 年 3 月 31 日の期限を持って失効したが、買いたたき等の行為に対しては、引き続き、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

1－2 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者等への必要な対策の実施と財政健全化施策の検討

〔要旨〕

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者等に対しては、今後とも必要な対策を実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された莫大な新規公債の償還財源については、日本経済の回復状況等を注視しながら、中長期的な視点に立った検討を進め、財政健全化の道筋を示すべきである。

(理由)

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者への支援策や日本経済を回復するための各種施策については、感染状況の推移を注視しつつ、引き続き、必要な対策を講ずるべきである。

その際、「新型コロナウイルス感染症」による経済社会への影響を緩和する観点から、消費税率の引下げを求める声がある。

しかしながら、今次の消費税率の引上げは「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から、国の消費税収は増収分を含めて社会保障4経費に充てるとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されていることや、現在でも社会保障財源の全てを国・地方の消費税収で賄うことが出来ない状況にあることを考え合わせると、消費税率を引き下げるることは絶対に避けることが望ましいと考えられる。

他方、「新型コロナウイルス感染症」対策の財源として令和2年度の三回にわたる補正予算において約112.6兆円の新規公債(建設公債が約22.6兆円、特例公債が約90.0兆円)を発行せざるを得なかつたことから、我が国の財政状況は更に悪化し最悪な状況にある。

「新型コロナウイルス感染症」対策に伴う莫大な財政出動は国難とも言える極めて深刻な状況に対処するための措置であり、やむを得ないものと考えられる。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済の回復状況等を踏まえながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあるようが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策の財源として新規に発行された公債(少なくとも令和2年度の三回にわたる補正予算による特例公債の発行額約64.5兆円)の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」のように、所得税や法人税の基幹税と併せて徴収する「特別税」の創設などについて議論を進め、結論を得ることが適当と考えられる。

2 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(理 由)

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会(全間連)では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度(消費税制度)」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性(所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向)に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度(還付制度)」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度(還付制度)又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

[軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持]

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

- ① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。
- *令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。
- ② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、眞の低所得者対策にはならないこと。
- ③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。
- ④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス(適格請求書)が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

[逆進性対策(低所得者の負担緩和措置)]

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度(還付制度)」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(補足)

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、今後、新機能が付加され、最終的には納税や給付、更には個人の所得が把握できるようになれば、消費税率の引上げの際に問題とされる逆進性対策にも、マイナンバーを活用した「簡素な給付措置」で対応することが可能になると考えられる。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

[要旨]

今次の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(理由)

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、

「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

- イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。
 - ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。
 - ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。
- 二 その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 仕入税額控除

〔要 旨〕

令和5年10月1日から導入するとされている「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」は我が国の社会経済構造に馴染まないことや、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済がこれほどまでに落ち込むことになるとは予想もできなかったことや、感染拡大の影響で売上げ等が大きく減少しているため、令和5年10月以降も請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用すべきであり、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期すべきである。

(理 由)

令和5年10月1日から、いわゆるインボイス制度と言われる「適格請求書等保存方式」を導入するとされているが、我が国には500万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐があるインボイス制度は、我が国の社会経済構造には馴染まない制度であると考えられるとともに、最終的には免税事業者制度が形骸化される恐がある。

また、軽減税率の導入時には、新型コロナウイルス感染症が大流行し、経済がこれほどまでに落ち込むことになるとは予想もできなかったことや、感染拡大の影響で売上げ等が大きく減少している。

したがって、軽減税率導入後の仕入税額控除の仕組みについては、平成28年消費税改正法附則第171条の見直し条項による検証作業において、事業実態等について深度ある検討が行われ、令和5年10月以降もインボイス制度に移行することなく、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用されることを強く要望する。

それが困難な場合には、準備期間等を考慮し、インボイス制度の導入時期を延期すべきである。

* 「平成28年消費税改正法(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号))」附則第171条において、次の措置を講ずる旨、定められている。

消費税の軽減税率制度の導入後3年以内(令和4年9月末まで)を目途に「適格請求書等保存方式」の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 全国間税会総連合会が会員を対象にして、毎年、実施している「消費税等に関するアンケート調査」において、令和3年4月に実施した「仕入税額控除制度」に関するアンケート調査結果は次のとおりである。

有効回答者 10,378 人社のうち 53.9%の方々が「区分記載請求書等保存方式」の継続適用を望んでいるのに対して、「適格請求書等保存方式」への移行を求めている者は 13.7%に過ぎない結果となっている。

(質問)

消費税の仕入税額控除の仕組みについては、令和5年10月から、いわゆるインボイス制度(適格請求書等保存方式)を導入するとされていますが、全国間税会総連合会では、インボイス制度の下では免税事業者が取引から排除される恐れがあることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続するよう要望していますが、今後の方向性について該当する欄に「○」を付けてください。

(回答)	回答者数/人社	割合/%
①「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。	5,592	53.9
②法律どおり「適格請求書等保存方式」に移行すべきである。	1,421	13.7
③分からぬ。	3,281	31.6
④その他・意見	84	0.8
合 計	10,378	100.0

(備考) 平成31年4月にも同じ項目についてアンケート調査を行った結果、有効回答者 11,037 人社のうち、51.3%の 5,666 人社が「①「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである」と回答している。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(理由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6つの業種区分(卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業)ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

そのような中で軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があるが、その場合、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性がある。

したがって、軽減税率導入による複数税率制度の下でも、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度を年1回だけではなく、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げるについて検討すべきである。

* 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。

- | | |
|---------------------------|------|
| ①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 | 年1回 |
| ②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 | 年3回 |
| ③年税額が4,800万円を超える場合 | 年11回 |

(注) 地方消費税額を除く。

(7) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

〔要 旨〕

免税購入対象者判定において、在留資格の絞り込みを含めたシンプル化を行うとともに、デジタル化を更に進展させ、必要な確認作業を簡素にすることで、免税店での手続を飛躍的に向上させるような措置を行うべきである。

更に更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである。

(理 由)

- (1) 今後のウイズコロナ時代を展望すると、いずれ復活が期待されるインバウンド旅行客に対する非接触化・三密回避を含むショッピングエクスペリエンス向上が重要となる。免税手続の対象者判定において、海外在住であることの確認作業の煩雑性やトラブルになり易い傾向、更には「通常生活の用に供しない」不適正な購入が散見される点等を踏まえ、上記のような制度運用の一層のシンプル化や更なるデジタル化が必要である。
- (2) 免税店許可に一定の有効期限を設け、更新に当たっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

3 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

[要 旨]

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(理 由)

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(2) 自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税の是正

[要 旨]

自動車燃料用の LP ガス又は LP ガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(理 由)

- ・石油ガス税の廃止

自動車燃料用の LP ガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。

- ・自動車重量税の免税措置

天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。

その他、法人税、固定資産税、自動車取得税、自動車税における課税のアンバランスも解消すべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要 旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

(理 由)

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

4 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する部門又は専門官(消費税実務指導専門官等)を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度の実施により、適用税率や区分経理などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

[要 旨]

軽減税率制度の実施に伴い、税率の適用誤りや、区分経理による税額計算などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税率制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まってくる。したがって、引き続き、軽減税率制度の広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

[要 旨]

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入され新たな制度になったことや、広く国民に係わりの深い税制であることから、国民のより深い理解を得るために広報・周知に更に努めるべきである。

(理 由)

軽減税率制度の導入により新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全国間税会総連合会では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組むべきである。

(4) 租税教育の推進

[要 旨]

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全国間税会総連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携を取りながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協の平成27年10月26日に開催された総会において、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされたことを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

〔要 旨〕

消費税率の引上げに伴い滞納増加が懸念されることから、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることや、消費税率の引上げにより滞納増加が懸念されることから、全国間税会総連合会では従来にも増して「消費税完納運動の推進」に努めているところであるが、執行当局においても、これまで以上に、滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

〔要 旨〕

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用)」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることになったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、必ずしも消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっているとは認められないものが散見される。

消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインは、既に消費者庁が作成し、公表しているものの、事業者における理解や、またその実効性が確保されていない状況にある。

したがって、こうした状況を解消するため、消費者庁と連携しつつ、関係業界を通じた事業者への行政指導を充実させるなど、総額表示が形骸化され、消費者とのトラブルや不信感を増幅させることのないよう、改善指導すべきである。

(理 由)

消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から平成25年10月より創設され

た「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和3年3月31日の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、参考資料【総額表示の実例(店頭表示/税抜・税込並列表示、総額表示の実例(チラシ表示)】のとおり、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となっており、税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見される状況にある。

したがって、総額表示が再実施されたこの機会を捉えて、消費者庁が作成し、公表しているガイドラインを、関係業界を通じて、改めて事業者に周知し、当該ガイドラインを遵守していないような事業者に対しては、消費者庁と連携しながら行政指導を実施するなど、総額表示が形骸化され、消費者とのトラブルや不信感を増幅させることのないよう、改善指導していくべきである。

5 マイナンバー制度の普及拡大等

〔要 旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。

(理 由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

マイナンバーについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、今後は健康保険証(2021年10月下旬開始予定時期)や自動車運転免許証(2024年度末開始予定時期)の機能も付加される予定であり、中長期的にはマイナンバーと公的給付受取口座(2022年度開始予定時期)や自分の全ての預貯金口座(2024年度開始予定時期)とリンクさせる新機能も付加することが予定されている。

マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りを効率化できるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待できるほか、最終的には納税や給付、更には個人の所得が把握できるようになれば、例えば消費税の税率引上げの際の逆進性対策にもマイナンバーを活用した「簡素な給付措置」で対応することが可能となると考えられる。

(参考資料)

総額表示の実例(店頭表示/税抜・税込並列表示)



総額表示の実例(チラシ表示)

(税込表示のみ)



(税抜・税込並列表示)

6.0kg 全自動洗濯機 Hisense HW-G60A 洗濯容量 6.0kg 寸法(mm) 幅540 奥540 高さ940 ●独自の川流セーター ●ステンレス槽 ●糸くずフィルター 26,800円別 税込 29,480円	7.0kg 全自動洗濯機 TOSHIBA AW-7G9 洗濯容量 7.0kg 寸法(mm) 幅560 奥540 高さ980 ●透けバブル洗浄 ●ささき1回設定 ●部屋干しモード 49,800円別 税込 54,780円	405 レコードプレーヤー Bearmax TRM109W ●ディジタル録音可能 ★FM ★ワイドFM対応 ★USB/SDカード対応 4,800円別 税込 5,280円	406 CDラジカセ ミニマムマイナフ MECRCA1 ●FM/AM 5,800円別 税込 6,380円
--	---	--	---

